

京都市指定史跡 上中城跡の活用を考える

木許 守・加藤勇太・西村早織・宮尾 李

1. はじめに

京都市指定史跡上中城址は、平成8年(1996)に当時の京北町によって町指定史跡とされた。指定面積は4,810㎡である。平成17年(2005)に京北町が京都市と合併(編入)した後は、京都市指定史跡となって今日に至っている。いま、史跡の現状を見ると、元は水田であった史跡指定地の郭跡は芝草が生える広場となっており、その周囲には幅約5mの堀の痕跡が明瞭に残っている。この部分は、現在クラッシャー敷きとなっているが、その外側には隣接して数軒の民家が建っていて、生活道として利用されている。この堀跡および郭跡が史跡範囲として公有地化されており、日常的な管理として定期的な草刈や巡視が行われている。

しかし、一般の人が訪れたときにそこが指定史跡であるとわかるのは、敷地の北西隅に1枚の説明板が設置されていることくらいであろう。水田地帯にポツカリと存在している芝草の広場は、周辺住民の憩いの場となっているが、そこにかつて設置された木製のベンチと机は老朽化が進み十分に休憩スペースの用をなしていない。

このように、上中城跡は、現地が保存されて維持管理されているが、文化財としての活用が十分に行われていない現状である。そこで、本稿は、その上中城跡について、現段階で考えられることを総合して今後の活用案を提示するものである。本稿ではこのことについて3つの方向から考察を行う。

第1に市民とのかかわりである。一般に史跡を保存活用していくには、そのことに対する一般市民の同意が得られていることはもちろんであるが、史跡に対して高い関心が寄せられることが重要である。第2章では、そのことを念頭に置いて、京北地域でこれまでに文化財保護と結びつく市民活動としてどのようなものがあり、現状ではどのように展開されているかをみる。このことにより、京北地域においても文化財の保全・愛護の市民意識が高いことを再確認する。そうした市民意識の高さは今後の活用施策を展開するうえにおいて十分な土壌になり得ることを論じる。

第2に史跡のハード面の整備である。一般に史跡がかつてそこにあった姿をイメージするためには、遺構を復元展示することに一定の効果がある。第3章では、現状で考えられる史跡の整備案を提示する。しかし、それを行うためには、発掘調査によって史跡の内容を十分に把握することが必要である。上中城跡におけるこれまでの発掘調査成果は本書でも整理されたが、現状では遺跡の平面的な輪郭などが比較的明確である一方で、その成立年代が不分明で、郭内における空間利用のあり方もよくわからない。つまり、今かつての建物などを復元しようとしたときに、発掘調査成果が未だ十分ではない。このため上中城跡の環境整備を実現するためには、まずは発掘調査の拡充が不可欠である。したがって、このような段階で示し得る環境整備案は不完全なものであろう。しかし、ここで史跡整備後の具体的な姿を提示することは、今後の発掘調査において基本方針を決める際に大いに参考になる。例えばトレンチの設定地点を検討するときに、将来の史跡整備を念頭に置けば、どこにどの程度の規模のトレンチが必要であるかといったことにまで方向性を与えることができるであろう。本稿では、このような観点から、上中城跡で実現されるべき整備の姿を一つの案として提示する。今後、整備案としての精度をさらに上げる必要はあるが、ここには本案が史跡整備基本構想や史跡保存活用計画の一部になり得るものとの考えがある。

第3に京北地域全体のなかに上中城を位置づけた活用である。上中城跡のハード面の整備が進んでいない現状では積極的な活用事業を展開することは難しい。しかし、京北地域には上中城跡だけではなく、集落跡、古墳、寺院・寺院跡、神社など、それぞれの歴史文化を背景とする多様な文化財が存在している。上中城跡は、上記のように遺跡の内容が現状ではわかっていないことも多く、単体では史跡の魅力を十分に引き出すための材料が乏しい。そこで第4章では、京北地域の歴史文化を一つのストーリーで描き出し、各文化財をそのストーリーで結びつけて上中城跡もそこに位置付けるというものである。これは、上中城を含む京北地域全体の歴史文化の魅力を発信するという考え方で、近年の文化庁の考え方にも沿った、全国で行われている情報発信の形に倣ったものである。

本稿は、以上の構成によって上中城跡のよりよい活用の方向性を模索するものである。また、特に第3章、第4章は、文化財保護行政において策定される計画等の一部と一致するものである。これは、本稿が京北に現に所在する文化財を素材とした実践的研究であることを強く意識したものである。

本稿の執筆区分は、第1章・第5章を木許が執筆した。第2章は宮尾が、第3章は西村が、第4章は加藤が執筆したが、それぞれを木許が校閲し補筆した。第3章図44文化財情報マップの作製は全員の討議、協力のもと加藤が主に担当した。

2. 文化財の活用と市民の活動

(1) 「地域との連携」の意義と管理・活用の現状

史跡等の保存活用において、市民の積極的な活動は大きな意味がある。指定史跡等の保存活用計画を策定し、それを実行していくのは行政の役割であるが、一般論として、今日の行政の多様な職務のなかで、文化財の保存活用計画の策定業務などは、ともすれば優先順位が下げられる傾向がある。それは、要するに市民要望がそれほど大きいものではないと判断されるからである。逆に言えば、実際に史跡等の保存活用を望む市民の声が顕在化すれば、行政はその思いに対応するために予算化も厭わないであろう。問題は、潜在的には市民要望があるにもかかわらず、それが顕在化していない場合である。このときには、他の様々な行政施策が優先されて文化財保護施策が後回しになりがちなのである。

したがって、ある文化財の保存を可能にするには、市民がどの程度その文化財に関心があるかという点が重要な要素となる。必ずしも市民の文化財に対する関心が高くないのであれば、文化財保護行政のあるべき方向性の一つは、市民意識を文化財に向かわせてそれを身近なものと感じてもらうことで、文化財の保存に一定の合意を得るということにもなる。そのうえで、その文化財の活用事業を展開すれば、改めてそこに市民意識や関心が高まるという循環が生まれよう。このような好循環によって文化財の保存が可能になっていくと考えられる。

活用に関しては、さらに地域住民との連携が重要である。文化庁は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』で、史跡等のマネジメントを進めていく際に必要になる事項の一つに、「体制・連携の確立」を挙げている（文化庁2015、59-66頁）。その「連携」として「所有者と地方公共団体の連携」など各種を例示しているが、このうちの一つに「地域との連携」を挙げている。そのうえで、事業を進めるには、所有者と地方公共団体だけでは限界があるので、「地域住民の理解や協力を得て実施することにより、保存・活用することが必要である」としている。報告書では、市民の関わり方として「史跡への誇りの創出による活動、ボランティア参加、交流への参加、寄付金等」を例示するが、市民が史跡の保存活用に関わることで、文化財保護意識の高まりを期待するものと理解される。

市民が文化財の保護に連携することの意義は、以上のように考えられる。それでは、市民が文化財保護に関わるさらに具体的な方途とはどのようなことがあるだろうか。講演会やシンポジウム等その地域にとっての歴史的意味や重要性を啓発する事業をはじめ、史跡であれば市民が主体となった実行委員会が史跡を舞台にした各種イベントを主催するなど、様々な事業が現に各地で行われている。これらの事業は、史跡の復元整備状況の段階等その史跡を取り巻く環境に応じて実施の可否や効果に違いが生じようから、どのような事業が展開されるべきであるかは、各史跡の実状に応じて個別に考える必要がある。

それでは、遺構等の復元整備が行われていない上中城跡の現状を踏まえた場合、どのような事業展開が可能であろうか。それも様々な考えていく必要があるが、そのうちの一つに、地道な活動ながら日常的な看視・清掃の作業員として地域住民が参加することが挙げられる。住民自らが特定の史跡で実際に作業することで、史跡を大切にしたい気持ちが育まれることは容易に想定できよう。こうした活動は、地域住民のボランティアに支えられている場合も見受けられる。しかしボランティアによる維持管理には一定の限界があり、持続可能な方法とは言えないであろう。作業を請け負ってもらうのであれば、同等の作業対価を支払うのが現実的である。

例えば、国指定史跡で指定地が国有であれば、文化財保存事業費として「国有文化財の見廻り看視及び清掃」事業に対する国庫補助金を活用することができる。その金額には上限が決められていて現状では必ずしも十分とは言えないが、補助事業としては、例えば史跡の所在地域の自治会やシルバー人材センターなどに対する委託事業として実施することが可能である。この場合は、史跡での見廻り看視および清掃の作業員は地域住民となり、この作業自体が地域住民と史跡を繋ぐものとなり得るのである。

国指定史跡でも国有文化財ではない場合は上記の国庫補助金は充てられないが、市町村の対応によっては市町村単費で行うことは可能であろう。まして、地方公共団体が所有する公有地であれば所有者としての維持管理が義務的に発生しよう。

そこで、改めて上中城跡の維持管理の現状を確認する。現在、上中城跡の環境に関する維持管理業務は、京都市埋蔵文化財研究所が「公益財団法人きょうと京北ふるさと公社」に委託している。委託内容は、年3回の草刈り（図38）と毎月の巡回で、実際の作業者は、同公社に登録している地元の人々が行っているということである。同公社はこのほか、コミュニティバス「京北ふるさとバス」や道の駅「ウッディー京北」の管理運営業務、京都市宇津狭公園の指定管理者としての業務などを請け負っている。こうした事業内容をみれば、同公社が地元密着型の法人であることが容易にわかり、従業員も地元の人々の割合が高いと思われる。しかし、現在、文化財の維持管理として携わっている事業は上中城跡のみとなっている。したがって、京北地域全体を見ても、管理事業を通じての地域住民と所在地域の文化財の結びつきという観点では、現状ではその接点ないし関係性はやや薄いといえよう。



図38 草刈り作業直後の状況

それでは、この京北地域において、文化財というキーワードで市民グループやサークルを見たときに、その活動状況はどのような状況であろうか。次に、文化財保護・文化財愛護の観点から実際に京北で活動している市民グループに焦点をあててみていきたい。

（2）京北地域における市民グループの活動

京北地域における市民グループやサークルの数は、文化的事業にかかわるものに限ったとしても、京北文化協会加盟団体のほか個人的な趣味のグループなど無数にあり到底筆者らにその全貌を把握することはできない。しかしながら、近年はインターネットによって、グループ・サークルが自らの活動内容を広く発信している場合も少なくなく、管見に触れることのできたグループも存在する。甚だ網羅的ではないが、それらのうちで文化財保護や愛護に活動の主眼を置いているグループをみると、京北の文化財を守る会と周山城址を守る会を挙げることができる。

京北の文化財を守る会は、昭和52年（1977）に「京北町文化財を守る会」として発足した。発足当初から活字印刷の会誌『京北の文化財』を発行しており、40年余りたった今日も継続している。これはその間長きにわたって会活動を継続してきた証でもある。

元会長米津健氏⁽¹⁾は、その創刊号に次のような「発刊の辞」を寄せている（米津1979）。米津氏は京北町が府下でも「有数の文化財の宝庫」であるにもかかわらず、これまで十分な調査研究がなされなかったために、「価値ある文化財の散失、破壊、盗難という結果をまねいた」という。そのうえで、文化財の価値を評価できる「基礎的常識」や「眼」を持つことが、文化財の保全に役立つと述べている。これは、同会の活動の方針やその後の活動状況を端的に語るものである。実際、同会は、毎年管内研修・管外研修を実施し、年1回発行の会誌は会員相互がもつ文化財に関する知識、情報を提供しあう場となっている。

次に、周山城址を守る会については、筆者のうちの一人である宮尾が、同会会長の栗山元伸氏に面談し聞き取りを行うことができた⁽²⁾。以下、この聞き取りに基づいて、近年の活動状況について記す。

周山城址を守る会は、平成7年（1995）に発足した。当初は京北の文化財として周山城と常照皇寺に焦点を当て、その顕彰・愛護のために活動を始めたのであるが、その後、会員が減少したことなどがあり、活動自体が停滞していた。しかし、令和2年（2020）放映のNHK大河ドラマが明智光秀を主人公にするものであることが決定されると、令和元年（2019）ごろから丹波地方では地域活性化への期待とともに一種の光秀ブームともいえるべき盛り上がりが見られるようになった。これを背景に、再び会員の関心が周山城に集まったのである。そして、令和元年10月8日に「再開に向けた総会」を開催した。現在の会員数は70余名である。

この総会において、今後取り組むべき事業が具体的に決められた。すなわち、「①山城や周山城址に造詣の深い識者を迎えた講演会の開催、②地域の方々とともに城址をみってもらうための登頂、③地域住民の方々に、周山城址の価値や「会」の活動を知ってもらうための取り組み」が事業内容として確認された。

①については、令和2年4月19日にNHK大河ドラマの時代考証責任者を務めた研究者による記念講演会の開催が予定された。②については、令和元年11月16日に周山城登城会を催した。③については、周山城に関して地域

住民が知らない、関心が低いという現状を踏まえたうえで、これを地元の文化として根付かせたいとの思いを明文化したものであろう。

①・②は③に基づく具体的な事業ということになるが、これ以外の活動として、この総会以前からも取り組まれていた事業がある。同会が開催した「周山城址特別展」である。これは、令和元年7月に京都市京北合同庁舎1階京都銀行京桑支店で、同年9月に京都府立北桑田高校で、同年11月に京都府立ゼミナールハウス「あうる京北」で、それぞれ開催したものである。筆者のうちの一人である木許は11月にゼミナールハウスでの展示を見学した(図39)。



図39 周山城址特別展の様子

2階の多目的スペースにおいて、4m×5m程の区画を展示ボードで区切り、そこに解説文、写真、図などのパネルを中心に展示するものであった。しかしそれだけではなく、周山城の立体模型の出陳や、床面に養生テープで城の縄張りが表現されるなど、観ていて飽きない工夫がなされていた。栗山氏によれば、こうした取組は、地元の人に周山城のことを知ってもらうため、北桑田高校で開催するのは、大人だけでなく地域の若年層にも知ってもらいたいという思いがあるからだという。

また、栗山氏は「地元が動かないと行政は動かない。指定も受けられない。まずは地元の人達が周山城という文化財に関心を持つことが大事」という。さらに、全国から大勢の人に来てもらうことも視野に入れた上で、安全に見てもらえるよう保全に力を入れていきたいが、その出発点は地元の地域住民にあるという認識をもって、これから積極的に働きかけていきたいと話された。栗山氏が目指す文化財保護とは、地域の人々が自らの手で、その土地の文化財を守りたいと願うことで、その大切さをこれからも伝えていきたいということである。

以上、周山城址を守る会の活動状況をみた。同会の活動の特徴は、それが会員相互の研修や親睦にとどまらないで、地域住民に対しての啓発を活動の中心に据えていることである。そして、実際に、特別展示、登城会、講演会という事業を計画し、すでに実施したものもある。さらに同会の活動は周山城への登山道の整備も視野に入っていることもわかる。これらはいずれも通常は行政が取り組むべき課題であるから、任意団体の市民グループが取り組んでいる事例として特筆すべきである。

(3)「地域との連携」の模索

地域内において、史跡等を保存活用するためには、地域住民の理解と連携が不可欠である。上中城跡においては、現状では、少なくとも周山城でみられたような市民グループとの関係性は構築されていないと思われる。しかし、京北地域全体で文化財保護や愛護に主眼を置いている市民グループを見たところ、京北の文化財を守る会は40年以上の実績があり、現在も活動を継続されている。また周山城址を守る会は、文化財の地域住民への普及啓発を活動の中心に据えている点で特筆されるものであった。いずれもその活動の背景には強い郷土愛や郷土への誇りが感じられ、郷土の文化財の愛護を根幹として新しいコミュニティの創生や地域の活性化を目指していると見える。

ここで改めて上中城跡の保護について考えたときに、これらの既存の市民グループが、直ちに上中城跡に関われるというものではないだろう。しかし、これらの事例から、京北地域には郷土の文化財を愛して力強く活動している市民グループが存在していることがわかる。つまり、京北地域には、文化財保護のために地域と連携できる土壌が存在していると言えるのではないかと。そうであれば、行政としては、これら既存の市民グループの協力を得ながら、改めて上中城跡のほか域内に存在する様々な文化財を保護するという目的のために、地域と連携できる方法を模索する必要がある。

3. 環境整備事業案

(1) 環境整備事業の意義と本案の位置づけ

史跡等の環境整備とは、『史跡等整備のてびき』(文化庁2005、以下『てびき』という)によれば、遺構を地下に保存した後に、「史跡等に関する正確な情報を来訪者に提供し、さらには来訪者が快適に史跡等を見学できるようにすること」として、「復旧」だけではない概念として用いられたという(文化庁2005、『I 総括編・資料編』25頁)。

一方、文化庁は、史跡等の中・長期的な保存活用の視野に立った「史跡等・文化的景観のマネジメント」においては、次のような「循環過程（サイクル）」が必要であるとしている。すなわち、まず「①基本情報の把握・明示、②保存・活用・整備に係る計画の策定、③保存のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）、④活用のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）、⑤整備のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）、⑥体制の運営・整備、関係者・部局・機関との情報共有・連携、⑦自己点検を含む経過観察」の各項目が挙げられ、①から⑦を経て再び計画の見直し・再策定を行うという循環である（文化庁 2015、20 頁）。

史跡等の環境整備事業は、このうちの⑤に当たっている。つまり、当然ながら環境整備はそれだけで事業が成立し完了するものではなく、持続的な史跡の保存活用の一部分を占めるものである。また、⑤の整備に至るまでは①～④の段階が必要なのであり、綿密な基礎調査や長期的な活用計画がない状況で、整備計画だけを策定できるものではない。その意味では、本章で提示する環境整備案は地に足のつかない不安定な議論であることは否めない。しかしながら、上記の循環過程の概念によれば、現状で考えられる整備案は、さらなる基礎調査の進展や活用計画の策定などを経て、おのずから見直されるべきものと位置づけられる。本章で提示する整備案は、このような認識に基づいて、現段階で考え得る整備の姿を示すことにある。このことにより、今後必要とされる調査や保存活用計画の策定に、方向性を与えようとするものである。

（2）上中城跡環境整備案

上中城跡の環境整備について考えるにあたって、現状ではどのような手法が一般に用いられているのであろうか。『てびき』には、史跡の環境整備事業を完遂するための技術として、各段階に分けて詳しく解説されている。すなわち、「保存のための管理に関わる技術」・「復旧に関わる技術」・「環境基盤の整備に関わる技術」・「遺跡の表現に関わる技術」・「管理運営および公開・活用に関わる技術」である。そのそれぞれについて検討していく必要があるが、ここでは、主に活用に関わる技術として「遺跡の表現に関わる技術」（文化庁 2005、『Ⅲ 技術編』218-261 頁）と「管理運営および公開・活用に関わる技術」（文化庁 2005、『Ⅲ 技術編』264-298 頁）について検討する。本章では、『てびき』で解説された両技術に関わる各種の手法のほか、『てびき』には触れられていないが近年各地の史跡で実用化されている VR・AR⁽⁴⁾の手法を参照して、上中城跡の環境整備事業について考える。

現在、上中城跡には「説明板」、「水飲み」、「ベンチ」、「緑陰」の設備があるが、来訪者に上中城跡がどのような史跡であるのか分かりやすく伝えるための設備が「説明板」のみであるのは少なすぎる。また、既存の「ベンチ」が壊れていることや「便所」がないことは問題であろう。そこで、現在ある設備に加えて、どのような施設・設備を設置していくべきであるか考えた。ただし、今回は復元建物の建築を前提としなかった。それは前述のように、現状では史跡の発掘調査が進展しておらず、郭内の空間利用のあり方が不明で、建物の構造や規模等についてまったく不明であるからである。また、復元建物を建てる場合、重量物となるため遺構保護のために一定の厚さがある盛土施工が必要になる。今回は、保護層の施工についても極力少なくすむ方向性を考えた。そのような検討の結果として図 40 に史跡の環境整備イメージ図（案）を提示する。以下は、図 40 を説明する体裁をとりつつ記述を進める。

①上中城跡の価値を伝える施設・設備

上中城跡がどのようなものなのかという情報を来訪者に提供するための設備として、遺構を表現することは有効な整備方法である。

上中城跡にあっては、復元展示の手法としては、堀と土塁を復元し展示するのが適当と考える。堀は、現状でも史跡の外郭として明瞭な痕跡を残している。このうち、南端部の一角に長さ 20 m 程の範囲を設定して堀を復元するものである。堀の復元は、図 41・42 のような弥生時代の環濠をイメージすることができる。しかし、現在の上中城跡における堀の痕跡は周囲の住宅の生活道として利用されているため、現状のままであれば、この生活道を完全に封鎖することが困難である。ただ、図 40 に示した南端の一角は、その外側に住宅が存在せず水田に隣接しているので、将来的にもこの地点の民地に何らかの建造物が建つ可能性は低いであろう。ここに遺構を復元することは、郭の外側を自動車等で周回することができなくなり周辺住民に一定の制限を課することになる。しかし、十分な安全対策を施す必要はあるが、そのことで極端に生活に支障をきたすことはないであろう。また、堀の復元のためには、堀の規模に関するデータが不十分であるから、改めて発掘調査を実施することが必須になる。その際に、堀埋土等の残存状況によるが、堀埋土の土層断面転写パネルを作成することは有効な記録方法である。また土層断面転写パネルは後述するガイダンス施設の展示資料としての活用が期待できる。

土塁は、現状では郭の北端部に基底部付近が残っていることが観察できる。この上に盛土を施してかつての土塁の姿を復元するものである。ただ、その際に、遺構として残っている部分を盛土で覆い隠してしまうことに一つの難点がある。この場合、残存遺構と盛土の区別を、土層断面を転写して展示する手法が考えられる。整備時にその断面を転写したパネルを作成して、ガイダンス施設に展示すれば施設内でも土塁の高さを体感することが可能であろう。今一つの難点は、土塁がかつてどのように郭をめぐるかが判然としないことである。現状の地表に痕跡を残す部分以外にも、土塁が延びていたのであれば、部分的な復元は来訪者が史跡のかつての姿をイメージするときに誤解が生じるおそれがある。

こういった問題に対応する方法の一つがVR・AR技術を利用したCGによる遺構復元である。前述のように、現状では上中城跡では発掘調査が進展していないので、郭において建物を復元することが難しい。このことについてもVR・AR技術を利用することで一定程度は補うことが可能である。

近年、VR・ARによる遺構復元の手法が拡大しつつある背景には、利用端末として来訪者自身が所有するスマートフォンを活用できることが背景にあると思われる。ただ、VRを利用する際には、ヘッドマウントディスプレイを使用した方が、CGで再現された仮想現実についてより質の高い体験ができる。その場合には、後述するガイダンス施設に一定の設備を備えておく必要がある。来訪者自身のスマートフォンを利用する場合は、簡易ゴーグルを使用するのも方法の一つである。簡易ゴーグルは、厚紙にプリントし切り込みを入れたものを利用者に配布することで、利用者が簡単にそれを作ることができる（図43）。比較的安価で製作できるので無料で配布することも可能であろう。



図 40 上中城跡 環境整備イメージ図（案）



図 41 大阪府池上曽根遺跡の環濠の復元



図 42 奈良県唐古・鍵遺跡の環濠の復元



図 43 史跡長岡宮朝堂院公園で配布されている簡易ゴーグル

また史跡に応じたデザインをプリントできるので、簡易ゴーグル自体を入手したいという需要も生じ得る。これについてもガイダンス施設での配布が想定できる。

以上、遺構復元について考えたが、これらはたとえ小規模な復元であったとしても、基本設計に際しては、発掘調査による遺構の正確な情報を得ておく必要がある。このことはデジタル技術を利用した場合でも何ら変わることはない。堀や土塁に関するデータは、第1次調査（人魯 1994）である程度得られているが、小規模なトレンチ調査であったため、遺構復元の資料としては十分ではない。例えば、土塁は、上記のように、本来どのように郭の外郭に築かれたのか細部が明確ではない。

い。虎口の構造なども不明である。また、土塁とは異なる堀の存否や、その形状など確認しなければならないことは多い。

基礎調査としては、このような資料を得るための発掘調査に加えて類例調査が必須であるが、ある程度情報が収集できれば、VR・AR技術を利用した遺構復元は有効な手法であると考えられる。将来的な発掘調査によって新たな成果があった場合に、比較的安価に素早く情報を訂正することができるといったこともあるからである。

次に公開・活用に関わる手法としてガイダンス施設について考える。まず用地について検討する。ただ、上中城跡の周囲はいずれも宅地か農地として利用されている民地であるから、新規施設の建設予定地を求めることは容易ではない。ここでは諸般の事情はまったく加味しないで、あくまでも立地条件上の好地を示すものである。

ガイダンス施設は指定地外の近隣地に建築することが望ましい。現状では、上中城跡へのアプローチは、図 40 に見えるように、北西部と南東部の2箇所の出入口がある。このうち南東部の出入口の東側の農道を挟んで東にある水田に、図 40 ではガイダンス施設として記した。当該地は史跡範囲の外側に当り、その東辺が国道 162 号線に面している。これは自動車を利用した来訪者には利便性が高い。また、当該地は平成 6（1994）年度に行われた範囲確認の発掘調査（人魯 1995）では、トレンチは設定されていないが、比較的近い地点の7トレンチや8トレンチでは遺構が確認されていない。この時の調査成果によれば、遺構が検出されたトレンチは上中城跡の北側にあって、標高が高い地点になる。標高の低い地点に設けたトレンチは湧水が著しく、遺構も検出されない状況であった。当該地は、当時のトレンチ設定地点よりもさらに一段低い場所に位置するから、元は谷地形のようになっていて遺構等が存在しない可能性が考えられる。これらを勘案すれば、新規にガイダンス施設を建設するのであれば、当該地が一つの候補地になるであろう。

ガイダンス施設の面積は、『てびき』では、床面積 300㎡程度との目安が示されているが、当該地では、250㎡程度の建築が可能であろう。遺跡の規模からしてむしろその程度が妥当と考える。ここでは、上中城跡から出土した遺物や、上述した堀や土塁の土層断面転写パネルなどの展示、VR・AR利用にかかる設備・簡易ゴーグルの貸出しや配布、啓発パンフレットの配布などができるほか、史跡の維持管理拠点ともなり得よう。また、このガイダンス施設が便益施設を兼ねることになる。ここに休憩設備と便所を設ける。上中城跡周辺は公共交通機関が発達していないため、車で来訪する見学者が多いことが想定されるので、ガイダンス施設の敷地内に駐車場を設置することとする。

（3）環境整備事業実現への模索

上に提示した環境整備案では、比較的規模が大きい建設事業を伴うし、周辺の用地取得にまで言及した。これを実現しようとするれば相当なプロセスを経る必要があるのは言うまでもない。しかし実現へのハードルが高く困難性が際立ってしまうと、まさに絵に描いた餅になってしまう。

現状で少しでも前進しようとするれば、ここで取り上げたVR・AR技術に可能性を感じる。もちろん、その場合でも基礎調査としての発掘調査や類例調査が必須であることは前述の通りである。一方で基礎調査を経たうえであれば、

上中城が機能していた頃の空間利用のあり方や景観の復元が一定程度可能になるであろう。その情報を、現実の遺構復元によってではなく、CGによって来訪者に提供するという考え方である。

その際に、来訪者に対しては、上中城の歴史的意義を同時に伝える必要がある。それには一定のガイダンス施設が必要である。しかし、そうした施設を新設するのは予算面などを考えると困難なことが多いであろう。そこで、上中城跡の周囲で既存の公共施設をみると、直線距離で西に350 m程の地点に、京都府立ゼミナールハウス「あうる京北」がある。当該施設は、前章で見た周山城址を守る会が特別展を開催した会場でもあり、2階ロビー横には7 m×8 m程の多目的スペースがある。期間を限ればこの施設を利用して上中城の調査成果を展示公開することは可能であろう。また、前述のようにVR体験は、来訪者自身が所有するスマートフォンによっても簡易ゴーグルがあったほうがよい。簡易ゴーグルや各種の文化財啓発パンフレットをゼミナールハウスで配布することができれば、史跡とゼミナールハウスのいずれか一方の来訪者が、他方をも訪れることに動機付けができれば、上中城跡には現状では適切な休憩所や便所がないが、史跡の来訪者にとっては、ゼミナールハウスが便益施設としての役目も果たし得よう。

このような活動のために、府市や所管の境界を越えた連携が望まれる。

4. 京北全体での活用案

(1) ストーリー作成の意義

文化財を活用するためには、文化財が持っている潜在的な魅力を引き出したうえで、より多くの人にその魅力を知ってもらうための情報発信が必須である。そして、そのような魅力を引き出すために、当該文化財を地域における歴史文化の「ストーリー」に位置付けるという考え方がある。

各地域には、時代も類型も多様な文化財が群として存在している。文化庁は、歴史文化基本構想の策定指針において、「関連文化財群」を「有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとしてとらえたもの」とした（文化庁2012、8頁）。そしてその解説として、関連文化財群の考え方は「文化財の魅力を高めるとともに、魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方策の一つである」とし、その際に「ストーリー」が重要であることを説いている。すなわち、文化財を「地域的関連性を示すストーリーに欠かせないモノとして捉えること」が、国民に分かりやすく文化財本来の価値を伝えることになるとしている（文化庁 刊行年不詳a）。この考え方は、史跡等の保存活用にかかるマネジメント事業においても、計画策定時の課題への対応策として示されている（文化庁2015、29-30頁）。さらに平成30年（2018）の文化財保護法改正により制度化された文化財保存活用地域計画にも踏襲されている（文化庁2019、8頁）。

また、「ストーリー」の概念を前面に押し出しているのが、日本遺産の制度（文化庁 刊行年不詳b）である。日本遺産は、文化庁の説明にもあるように、「新たな規制を図ることを目的としたものではなく、」「地域活性化を図ることを目的としている」ものである。そして、その事業の方向性として「①地域に点在する文化財の把握とストーリーのパッケージ化、②地域全体としての一体的な整備・活用、③国内外への積極的かつ戦略的・効果的な情報発信」の3点が挙げられている。この3点の方向性は、「活用」に限って言えば有用であると考えられる。問題は、日本遺産の上記の目的が、これまで、文化財保護は保存と活用の両輪であるとしてきた文化庁の施策との整合性がなく、この制度に限定すれば文化財の保存に配慮していないことにある。しかしながら、住民をはじめ地域外からの来訪者が文化財を通じてその地域により魅力を感じるのであれば、そのことが文化財の保存や保全に直接つながり得ると考えられるから、こうした新たな価値の情報発信は重要であろう。これは従前の歴史文化基本構想の指針等で示されたことに、結果的に合致する。

そこで、本章では上中城跡を含む京北全体を対象にしたストーリー案を提示したうえで、地域の文化財情報マップを作成した。

(2) 「ストーリー」案

京北地域に所在するさまざまな時代・類型の文化財を一括りにすることは容易ではない。しかし、この地域の歴史文化を見ていくと、この地が各地を結ぶ交通の要衝として発展してきたことがわかる。ここでは、周山街道などの街道を「陸の道」、桂川などの河川を「川の道」として、この「2つの道」が紡いできた京北の歴史文化の「ストーリー」案を提示する。

各地を結ぶ2つの道―陸の道と川の道―

①交通の結節点

京北は京都市右京区にあり、旧丹波国の東端部に当たる。旧京北町は、周山・弓削・山国・黒田・細野・宇津の町村が合併して発足した。

この地は早くから交通の要衝として栄えた。京北を南北に貫く周山街道は、若狭と京を結ぶ鯖街道の一つとしても著名な物流の幹線道である。この街道から周山で分岐して、北東に花背街道をとれば近江を経て伊勢にまで及び、南西にとれば八木・亀岡を経て摂津に至る。この道は山国街道とも呼ばれている。現在、周山街道は国道162号線として、花背・山国街道は国道477号線として整備され、今を生きる人々の生活を支えている。

京北には、この陸の道とは別に「川の道」ともいうべき道がある。周山街道沿いを南流する弓削川は、花背街道沿いを流れてきた桂川（大堰川）と周山付近で合流する。桂川は一旦西に大きく湾曲して亀岡盆地を流れたのち、再び東に向きを変えて洛西に至り、淀川に注いでいる。この川の流れは、さながら京北と京・大坂を結ぶ川の道となっているのである。つまり、京北には街道と河川の2つの「道」があって、周山付近が各地に伸びる道の結節点に当たっている。京北の歴史はまさにこの2つの道に育まれてきたと言える。

②在地勢力

京北は、平野部は狭小であるものの豊かな山林と清流に恵まれて、美しい自然の景観が守られている。古来、人々はその平野部を中心に集落を営んできた。そこにはいくつもの在地勢力の栄枯盛衰が見られるが、その展開は、京北と外界を繋ぐ陸の道・川の道を背景にするものであった。

弥生時代中期には下弓削に扁平鈕式袈裟襷文銅鐸が埋納された。銅鐸の埋納にはより広域な集落間の交流が想定される。集落遺跡では、塔遺跡からは近江系の土器や丹後や河内からの搬入土器が出土している。また周山1号墳や愛宕山古墳の築造、周山廃寺の造営などは、古墳時代から飛鳥・白鳳時代の在地勢力の存在を示している。周山廃寺からは大和の川原寺式のほか近江に類例のある丸瓦が出土している。

さらに、周山街道を望む上中城が、北面の武士の一人によって築かれたという伝承は、皇室とも関係する在地有力者の存在を物語っている。一方、天正年間に明智光秀が築城した周山城もまた、東に花背街道と桂川を、北に周山街道と弓削川を睨んでいる。周山城は、上洛を果たした織田信長が丹波攻略のほか丹後・若狭からの攻撃に備えるための拠点とした城である。

これらの遺跡は、京北が、若狭・丹後・丹波・近江・山城を結節する要衝であることを如実に示している。

③京との繋がり

山国には皇室の直轄地である禁裏料があった。その始まりは、長岡京・平安京の遷都にあたり、内裏造営の用材を供出したことにあるとされる。山国の木材は、川の道を使って都に運ばれたのだ。川の道はその後、京北の林業を支えた。そして、山国は禁裏料として、皇室との関係を保ってきた。川の道は京北と皇室を結びつけたが、今一つ重要な川の産物に鮎がある。溪流で獲れた鮎が、水を張った桶に入れられ途中何度も水を入れ替えながら、夜間に陸の道を急ぎ皇室に献上されたのだ。これは明治初年まで続いた。

14世紀には北朝の最初の天皇である光厳が、法皇となった後に常照皇寺を開いた。南北朝の動乱に翻弄された法皇が最期の安息の地をここに求めたのは、山国と皇室の関係によるのであろう。

幕末には、戊辰戦争に際して、明治政府の募兵に応じた人々が山国神社に集まり、83人で出陣式を挙行した。これが山国隊である。山国神社では、戦いの後に凱旋したその隊列にちなんで毎年10月に山国隊軍楽保存会による行進が行われている。山国隊は、平安神宮の時代祭の行列先頭を行く維新勤王隊列のモデルでもある。

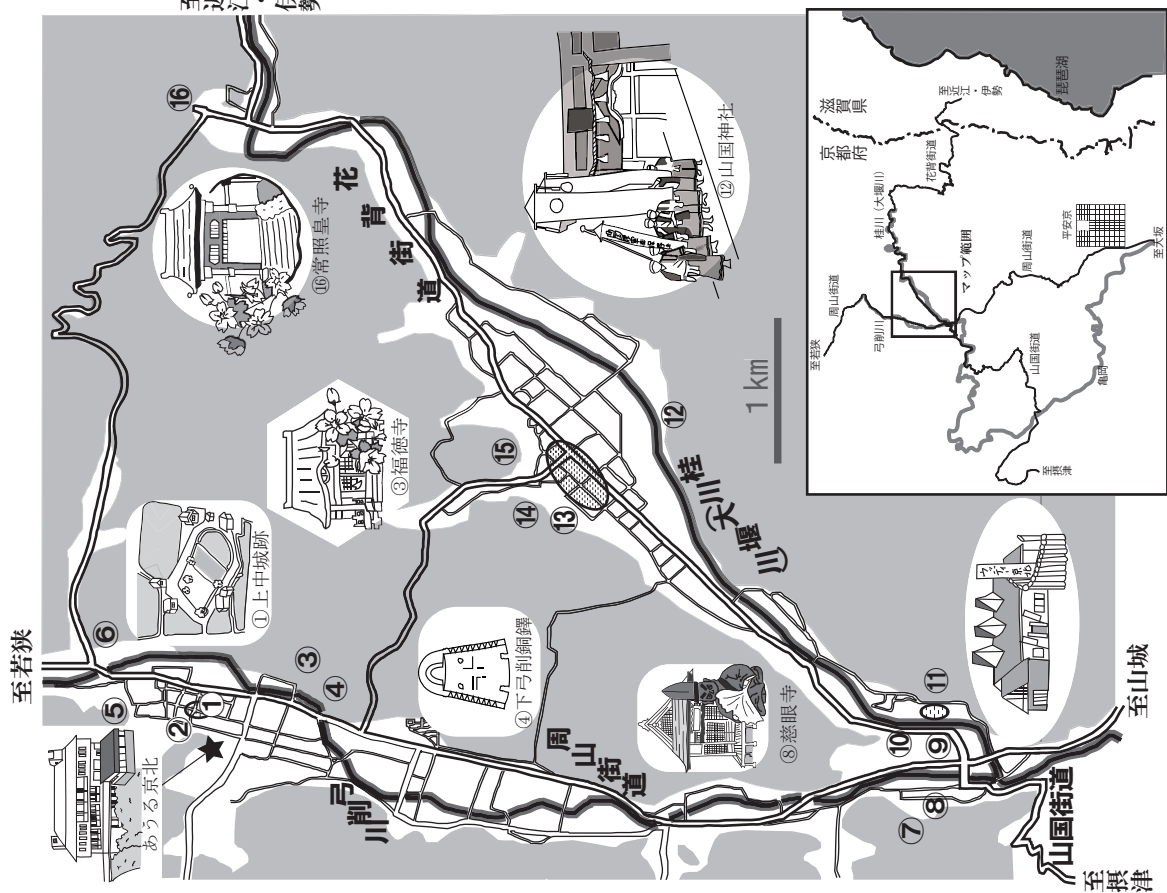
京北から陸の道・川の道をたどれば、皇室との関係も見えてくる。

(3) 文化財情報マップ

啓発事業としてストーリーを提示するのではあれば、それを裏付ける文化財とその位置が明確にならなければならない。本節ではこのような考えに基づいて、図44として「文化財情報マップ」を作成し提示する。

文化財情報マップ ～文化財が示す 各地との繋がり～

- ①上中城跡 中世 (市史跡)
城を築いた人は北面の武士の末裔であったとい
う。周山街道を望む要衝に立地している。跡を
囲む堀の痕跡が明瞭に残る。
- ②上中太田遺跡 弥生～鎌倉時代
古墳時代の盛穴建物などが検出されている。中
世では瓦器碗や白磁が出土している。
- ③福徳寺 奈良時代 仏像3軀 (国重文)
仏像5軀 (市美術工芸品) サクラ (市
天然記念物)
寺伝によると、和銅4年(711)の創建で、弓
削寺とも呼ばれていた。奈良時代に権勢を誇っ
た銅鏡が七堂伽藍を再興したとされ、道鏡の供
養塔(五輪塔)がある。
- ④下弓削銅鐸 弥生時代後半
扁平鈕式4区装模文銅鐸。偶然の機会に下弓
削村山中の老木根元から出土した。現在は西宮
市の長馬考古資料館に保管されている。
- ⑤八幡宮社 社殿2棟(府建造物) 鰐口・
懸仏 (市美術品) スギ (市天然記念物)
社伝によると、貞観元年(859)に創建された。懸仏・
鏡像など神仏習合を表す遺品が伝えられる。
- ⑥中堂寺 仏像1軀 (国重文) 仏像5
軀 (市美術工芸品)
社伝によると、天平勝宝3年(751)に創建さ
れた。かつては八幡宮社の神宮寺であった。阿
弥陀如来坐像・薬師如来坐像・十一面観音坐像
は元は八幡宮社で本地仏として祀られていたも
のである。
- ⑦周山城 安土桃山時代
明智光秀によって築かれた山城。標高480mの
城山を中心に築かれており、周山街道(陸の道)・
大堰川(川の道)への眺望がよい。



- ⑧慈眼寺 中世 木像 (市美術工芸品)
釈迦堂に明智光秀坐像が安置されている。元は密厳寺(明
治45年(1912)に廃寺)に伝えられていたが、ここに
移されたものである。
- ⑨周山廃寺 府史跡 白鳳時代
発掘調査で東堂や中堂などが確認されている。斜面地に
造営されたこともあり、左右対称を意識していない珍し
い伽藍配置になっていた。
- ⑩周山1号墳 古墳時代中期
一辺18mの方墳。発掘調査により円筒埴輪片や形象埴輪
が出土した。
- ⑪祇園谷遺跡 奈良時代
検出された掘立柱建物跡や周山瓦窯跡で焼かれた須恵器
や周山廃寺で使われた瓦片などが出土しており、周山廃
寺との関係を想起させる。
- ⑫山国神社 山国隊重業(府登録無形民俗文化財)
山国隊が凱旋した時の行列を模して毎年10月第2日曜
日の還幸祭で行進が行われる。約130人の行列が練り歩く。
- ⑬塔遺跡 弥生時代～中世
特筆される遺跡の中心は弥生から古墳時代で、弥生時代
の遺物では近江形土器・丹後・河内からの輸入土器など
が出土している。古墳時代では総柱の掘立柱建物が確認
されている。
- ⑭山国護国神社
戊辰戦争に参加した山国隊の戦没者を祀ったのが始まり。
3人の戦死者を出した安塚の戦いの日(4月22日)に慰霊
祭が行われる。
- ⑮愛宕山古墳 古墳時代中期 出土品 (市美術工
芸品)
一辺約20mの方墳。埋葬施設は割竹形木棺直葬で、発掘
調査により棺内から獣面文鏡などの銅鏡や鉄剣、多くの
玉類が出土した。
- ⑯常照皇寺 南北朝時代 仏像3軀 (国重文) 九
重ザクラ (国天然記念物) 境内 (府史跡)
北朝の光厳法皇によって開かれた。怡雲庵に阿弥陀・勢
至・観音の三尊(国重文)が安置されている。光厳天皇
山国陵がある。

図 44 文化財情報マップ

5. まとめ

市跡指定史跡となって公有化されている上中城跡の「保存」は、文化的景観に関してはなお課題を残すものの、一定の到達点にあるといえよう。その一方で、現状では文化財としての「活用」がうまくなされているとはいえない。本稿の出発点はここにあった。

しかし、京北地域には文化財保護・愛護の意識が高い市民グループが存在することからみると、市民・地域と連携して文化財の保存活用を図り得る土壌があると言える。一方で、上中城跡の環境整備事業を具体的に考えると、まだまだ先が長いというのが実際のところであろう。だからといって、大掛かりな建設事業を伴う環境整備事業の完成を待つばかりでは、活用は遅々として進まない。基礎調査は継続していく必要があるが、それと並行すれば様々な手法を用いて今以上の活用を進めることは全く不可能ではないと考える。本稿では、デジタルコンテンツの利用や既存の公共施設の活用などを提言した。また、上中城跡に関する情報が乏しいのであれば、地域全体の文化財をいわば「総動員」して、地域の魅力を発信するのは一つの方法である。上中城跡は地域の文化財の一つとして、その一翼を担い得るという考え方でもある。このような考えのもと、地域を文化財でつなぐストーリーを作成し、文化財情報マップを併せて提示した。

観光資源として文化財を活用することを、すべての文化財に適用していこうとすればおのずから限界があろう。京北地域の文化財は、その豊かな自然が文化的景観となり、一体のものとしてそこに現存している。ここに所在する文化財群は、その魅力をさらに引き出していくことで文化財が今以上に地域の活性化に寄与し得ることを示し得よう。

補註

(1) 本遺跡の史跡としての指定名称は、旧京北町の「文化財（指定）」台帳には「上中城址」と記されている。したがって、この台帳を引き継いだ京都市においても「京都市指定史跡 上中城址」が正式な名称である。しかし、京北町が刊行した本遺跡の発掘調査報告書では、史跡指定以前ではあるが、遺跡名称を「上中城跡」としている（人魯亨 1994・1995）。京都市については、後掲の京都市が運営する「京都市指定・登録文化財」の Web ページ（京都市情報館—京都市指定・登録文化財—史跡—右京区）では、トップページには「上中城址」と記されるが、そこからリンク先を開くと「上中城跡」と表記されている。このほか、京都市が刊行している文化財啓発書（京都市文化財保護課編 2008）や、京都市が設置した現地の説明板にも「上中城跡」と表記されている。このように、本史跡の名称の表記には行政においても混乱が見られる。本来は、指定台帳によって統一するべきと考えるが、本稿では、標題および以降「上中城跡」の表記とする。

京都市 H.P.「京都市内の文化財件数と京都市指定・登録文化財」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000005493.html> 2020 年 2 月 24 日閲覧

(2) 『京北の文化財』は 2004 年 8 月刊行の第 53 号までは年に 2 冊が刊行されていたが、2005 年以降は年に 1 冊の刊行になっている。

(3) 2020 年 1 月 26 日、ウッディー京北において聞き取りを行った。

(4) VR・AR の概念の整理は曾根俊則氏の説明（曾根 2016）がわかりやすいので引用する。

VR：Virtual Reality 仮想現実 人工現実 仮想物（人工物）のみによって情報、空間、世界を構成して表現する。

AR：Augmented Reality 拡張現実（感） 現実世界に仮想物を付加して表現する。

また、曾根氏は、遺跡・史跡ではそれらの技術が次のように活用されたとした。VR については「CG 等で作られた仮想現実を体験する。仮想物のみで構成された光景を体験者の視野に映しあたかも現実の世界のような風景として体感できる」、AR については「現実世界に CG 等で作られた仮想物を反映させて体験する。現実の風景に CG や写真等の画像を重ねたり文字情報を表示させることで、実際に見ている光景以上の情報が付加された光景として体験できる」というものである。

〈参考文献〉

京都市文化財保護課編 2008『杉の国—京北・文化財のしおり—附 第 25 回京都市指定・登録文化財』（『京都市文化財ブックス』第 22 集）

曾根俊則 2016「遺跡における VR / AR 技術利用の現状」『デジタルコンテンツを用いた遺跡の活用』（『平成 27 年度 遺跡整備・活用 研究集会報告書』）奈良文化財研究所

人魯亨 1994『上中城発掘調査概報』（『京都府京北町埋蔵文化財発掘調査報告書』第 4 集）

人魯亨 1995『上中城第 2 次発掘調査概報』（『京都府京都市埋蔵文化財発掘調査報告書』第 5 集）

文化庁 2005『史跡整備のてびき—保存と活用のために—』

文化庁 2012 『「歴史文化基本構想」策定技術指針』

文化庁 2015 『平成 25 年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

文化庁 2019 『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』

文化庁 刊行年不詳 a 『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』

文化庁 H.P. 「「歴史文化基本構想」について」で PDF を閲覧可能

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/pdf/handbook.pdf> (2019 年 8 月 29 日 閲覧)

文化庁 刊行年不詳 b 『日本遺産』(パンフレット)

文化庁 H.P. 「「日本遺産 (Japan Heritage)」について」で PDF を閲覧可能

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ (2020 年 1 月 6 日閲覧)

米津健市 1978 「刊行の辞」『京北の文化財』創刊号

第 4 章の「ストーリー」および図 44 に係る参考文献

李銀眞 2019 『周山廃寺』(『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告』2018 - 6)

石田茂作・三宅敏之 1959 『丹波国周山廃寺』

梅原末治 1926 「下弓削発見ノ銅鐸」『京都府史蹟勝地調査会報告第 7 冊』

奥村清一郎 1983 「愛宕山古墳発掘調査概報」(『京都府京北町埋蔵文化財調査報告書』第 2 集)

京都市文化財保護課 編 2008 『杉の国一京北・文化財のしおりー 附 第 25 回京都市指定・登録文化財』(『京都市文化財ボックス』第 22 集)

京都市文化財保護課 編 2010 『飛鳥白鳳の薨〜京都市の古代寺院〜 附 第 27 回京都市指定・登録文化財』(『京都市文化財ボックス』第 24 集)

京都市埋蔵文化財研究所 刊行年不詳 「京都散策マップ 29 京北 周山 弓削 山国」

<https://www.kyoto-arc.or.jp/heiansansaku/jurakudai/img/29keihoku.pdf> 2019 年 9 月 1 日閲覧

國下多美樹 2016 「シリーズ京北の歴史 なぜ？なに！京北考古学探究(1)」(『あうる京北友の会だより』No.158)

國下多美樹 2016 「シリーズ京北の歴史 なぜ？なに！京北考古学探究(2)」(『あうる京北友の会だより』No.159)

國下多美樹 2016 「シリーズ京北の歴史 なぜ？なに！京北考古学探究(3)」(『あうる京北友の会だより』No.161)

京北町誌編さん委員会編 1975 『京北町誌』

小池寛 1993 「祇園谷遺跡発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報』第 52 冊)

小池寛 1995 「塔遺跡発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報』第 64 冊)

坂田聡 編 2009 『禁裏領山国荘』

人魯亨 1994 『上中城発掘調査概報』(『京都府京北町埋蔵文化財発掘調査報告書』第 4 集)

人魯亨 1995 『上中城第 2 次発掘調査概報』(『京都府京都市埋蔵文化財発掘調査報告書』第 5 集)

高橋成計 2019 「明智光秀の城郭と合戦」(『日本の城郭シリーズ』③)

辻川哲朗 2013 「丹波・周山 1 号墳出土埴輪について」(『同志社大学歴史資料館館報』第 16 号)

福島克彦 2019 『明智光秀と近江・丹波一分国支配から「本能寺の変」へ』

山村安郎 2010 「禁裏領山国荘の鮎献上」『丹波』12 号

吉岡拓 2016 「近世後期地域社会における天皇・朝廷権威 - 丹波国桑田郡山国郷禁裏御料七ヶ村の鮎献上(綱役)を事例に -」『恵泉女学園大学紀要』第 28 号

龍谷大学文学部考古学実習室 2013 「2012 年度周山古墳群測量調査報告」(『考古学実習』No. 9)

龍谷大学文学部考古学実習室 2015 「2014 年度上中城測量調査報告」(『考古学実習報告』No.11)

龍谷大学文学部考古学実習室 2016 「上中城跡第 5 次発掘・測量調査報告」(『考古学実習報告』No.12、)

龍谷大学文学部歴史学科文化遺産学専攻 2018 「上中城跡第 6 次調査報告」(『考古学実習・文化財実習報告書』第 1 集)

龍谷大学文学部歴史学科文化遺産学専攻 2019 「上中城跡第 7 次調査報告」(『考古学実習・文化財実習報告書』第 2 集)

木許 守 (文学部教授)

加藤勇太 (文学部歴史学科文化遺産学専攻 4 回生)

西村早織 (文学部歴史学科文化遺産学専攻 4 回生)

宮尾 李 (文学部歴史学科文化遺産学専攻 4 回生)